

相談内容/問合せ先	開催日	時間	場所/備考
<b>人権なんでも相談*</b> 人権擁護委員が相談に応じます。 ※申込不要 問 大津地方事務局 甲賀支局総務係 ☎ 62-1828/☎ 62-1748	7月1日(月)	13時30分～ 16時	土山地域市民センター
	7月2日(火)		甲南公民館(忍の里プララ)
	7月3日(水)		甲賀大原地域市民センター
	7月11日(木)		水口社会福祉センター
	7月12日(金)		信楽地域市民センター
<b>男女の悩みごと相談</b> 家庭や職場等での悩みごとに応じます。 電話または面接相談(面接相談は事前予約が必要)。 相談窓口/☎69-2149 問 人権推進課 人権政策係 ☎ 69-2148/☎ 63-4554	毎週月・水・金曜日 (祝日を除く)	9時～16時	市役所 3階 人権推進課 相談室
	<b>法律相談*</b> 定員/先着6人(1人30分) ※要予約(開催日の2週間前から受付) 相談員/滋賀弁護士会所属の弁護士 問 甲賀市社会福祉協議会 ☎ 62-8085/☎ 63-2021(受付時間9時～17時)		
<b>結婚相談(婚活支援)</b> 結婚支援員が相談に応じます。*申込不要 持ち物/顔・全身が写った写真1枚 問 地域コミュニティ推進課 交流推進係 ☎ 69-2114/☎ 63-4554	6月20日(木)	13時～16時	水口社会福祉センター
	6月27日(木)		信楽地域市民センター
<b>就労相談*</b> 就職・転職のための情報提供や公共職業安定所への取り次ぎを行います。 ※申込不要 問 商工労政課 商工労政係 ☎ 69-2188/☎ 63-4087	6月18日・25日 7月2日・9日(火)	9時30分～ 11時30分	市役所 商工労政課
	6月19日(水)	9時30分～ 11時30分	忍の里プララ(甲南公民館)
	6月26日(水)	13時30分～ 15時30分	信楽地域市民センター
	7月3日(水)	13時30分～ 15時30分	土山地域市民センター
<b>生活・仕事の相談(生活支援窓口)*</b> 生活の不安や仕事などの心配に関する相談に応じます。 ※申込不要 対応者/相談支援員、就労支援員 問 生活支援課 生活支援係 ☎ 69-2158/☎ 63-4085	7月10日(水)	13時30分～ 15時30分	甲賀大原地域市民センター
	毎週月曜日～金曜日 (祝日を除く)	8時30分～ 17時15分	市役所 生活支援課 生活支援窓口
	7月10日(水)	13時30分～ 15時30分	市役所商工労政課または 各地域市民センター
<b>行政相談</b> 医療保険・年金・雇用・道路のことなどへの相談・意見などを受け付けます。*申込不要 対応者/行政相談委員(総務省委嘱) 問 滋賀行政監視行政相談センター ☎ 077-523-1100	6月19日(水)	13時30分～ 15時30分	信楽図書館
	6月21日(金)		甲南情報交流センター
	7月1日(月)		水口社会福祉センター
	7月5日(金)		土山地域市民センター
	7月11日(木)		かふか生涯学習館(甲賀)
<b>年金相談</b> 相談員/草津年金事務所職員 ※要予約 問 草津年金事務所 ☎ 077-567-1383(予約専用)/ ☎ 077-562-9638(予約専用)	7月11日(木)	10時～15時	水口社会福祉センター 2階 中会議室
	7月10日(水)	13時30分～ 16時30分 (受付16時まで)	水口納税協会 3階 会議室
<b>育ちと学びの相談*</b> 発達やこころの悩みなどの相談 ※電話・FAXで相談の予約をしてください。 対象/おおむね4歳以上の幼児、小・中・高校生～青年期の方(25歳ごろまで) ※おおむね4歳までのお子さんの相談はすこやか支援課(☎69-2169)にお問い合わせください。 問 発達支援課 ☎ 69-2179/☎ 69-2298 (受付時間 9時～17時)	園や学校、市役所など		
	<b>青少年悩みごと相談*</b> 不登校、いじめ、非行、不良行為、交友関係、就労・就学などの相談 ※月曜日～ 金曜日(祝日、年末年始を除く)の9時～16時、電話・Eメールでも相談に応じます。 問 少年センター(水口中央公民館別館2階) ☎ 62-6010/☎ 63-3977 Eメール: k-syonen@city.koka.lg.jp		

# 情報公開・個人情報保護制度について

市では、市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として「情報公開制度」を、また、個人の権利利益の保護を図り、基本的な人権を擁護することを目的として「個人情報保護制度」を設けています。

これらの制度の平成30年度の運用状況(平成31年4月1日現在)を、次のとおり公表します。

**情報公開制度・個人情報保護制度とは**

「情報公開制度」とは、情報公開条例に基づいて、甲賀市が保有している文書の公開を求めることができる制度で、手続きは次のような流れです。

公開請求者(誰でも請求できます) → 請求書記入・提出 → 担当課で文書検索 → 公開・非公開の決定 → 書面で決定(公開・非公開等)の通知 → 公開等

「個人情報保護制度」とは、個人情報保護条例に基づいて、個人情報の取り扱いに当たって守るべきルールを定め、個人情報の開示などを求めることができる制度です。手続きの流れは、おおむね情報公開と同じですが、開示される文書は、開示請求者自身の個人情報に限られます。(なお、請求には本人であることが確認できる書類が必要になります。)\*  
 ※手続きの詳細は、下記まで

**情報公開の実施状況**

● 情報公開の件数合計

市長部局	66件
教育委員会	2件
選挙管理委員会	3件
公開	28件
部分公開	31件
非公開	2件
不存在	16件
取下げ	5件
※1件の請求で、複数の決定となること があるため、請求件数より決定状況数 が多くなっています。	

● 部分公開および非公開理由別状況

法令において秘密にする旨定められている情報

個人に関する情報	1件
法人等に関する情報	14件
審議または検討等に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがある情報	5件
事務または事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報	9件
※非公開情報が複数に及ぶ場合があるため、部分公開および非公開決定の件数よりも部分公開および非公開理由の件数が多くなっています。	

● 審査請求の件数

● 個人情報開示の実施状況

● 個人情報開示の件数合計

市長部局	9件
教育委員会	3件
12件	

● 開示等の決定状況

開示	3件
一部開示	7件
不存在	2件

● 一部開示理由別状況

他の個人に関する情報

法人等に関する情報	7件
審議または検討等に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがある情報	1件
事務または事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報	2件
個人の相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報	2件
※非公開情報が複数に及ぶ場合があるため、一部開示の件数よりも一部開示理由の件数が多くなっています。	

● 審査請求の件数

● 公益通報制度

公益通報制度は、市の法令遵守の推進体制のひとつとして位置づけられているものです。公益のために通報することは正当な行為として評価し、その通報者に対して不利益な取り扱いがされることのないよう保護することで、市役所内部の浄化を図り、よりよい市政の実現をめざしています。

甲賀市法令遵守の推進条例第17条の規定に基づき、平成30年度の運用状況(平成31年4月1日現在)を公表します。

● 公益通報件数

● 不当要求件数

0件	
----	--